

平成20年1月8日

地方分権改革推進委員会  
委員長 丹羽 宇一郎 様

地方分権推進のための国の制度改革等に関する  
緊急提言書

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県では、県と市町村の対等協力の関係を基本としながら、国、県及び市町村を通じた望ましい行政システムのあり方を検討するため、県、市町村、有識者等で構成する「岩手県分権推進会議」を設置しております。

この会議において、地方分権を推進するうえで障害となっている国の制度等について、早急に是正を求めることが必要との意見となったことから、以下のとおり提言します。

#### 1 地方自治体の予算、決算及び条例制定改廃に関する報告

地方自治法の規定により、市町村及び県の予算、決算及び条例制定改廃について、報告を義務づけているが、地方自治体における情報開示が徹底されていること、また、地方における行財政運営の自主性の尊重及び簡素化・効率化等の観点から、当該規定は、廃止すべきである。

#### 2 国立大学法人等への寄付金支出に係る総務大臣への協議、同意

地方財政再建促進特別措置法の規定により、国立大学法人等への寄付金を支出する場合は、総務大臣に協議し、同意を得ることを義務づけているが、協議・同意に時間を要すること、また、協議書の作成等に要する負担が大きいことから、地方自治体における適正な執行を前提に当該規定は、廃止すべきである。

#### 3 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村計画の変更の県への協議

市町村計画の変更にあたっては、県は事前相談を受け、計画策定の方針及び県計画の内容と照らし合わせているところであり、協議に関する行為は実質形骸化している。また、総務省、農林水産省、国土交通省三省通知において、県は事前に変更内容を把握することとされていることから、協議に関する事務を簡略化し、変更報告のみとすべきである。

#### 4 医師養成数抑制策の転換

医師不足の解消、地域医療の確保には医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医師養成数の抑制を続けている国の方針を転換し、抜本的な医師養成・確保対策に取り組むべきである。

## 5 民生委員委嘱手続の簡素化

法律に基づき、市町村の推薦会の審議、県の審議会の意見聴取を経て国に推薦しているため、欠員補充の場合、手続に長期間を要し地域福祉活動に支障をきたしている。地域の実情を踏まえた実質的審査を推進する観点から、県の審議会での審議を省略するなど、簡略化を図るべきである。

## 6 労働基準行政、雇用均等行政及び職業安定行政の事務移譲

労働基準行政、雇用均等行政及び職業安定行政については、国と都道府県の二重行政が一部に生じていることから、国は全国的な統一基準を定めるにとどめ、その余の事務は、都道府県が一元的に担うべきである。

## 7 国（独立行政法人雇用能力開発機構）の離転職訓練等の事務移譲

国（独立行政法人雇用能力開発機構）が雇用対策の観点から実施している早期再就職を図るための離転職訓練等の事務については、地域の産業や雇用情勢に対応して職業能力開発を機動的に実施できるようにするため、都道府県が実施すべきである。

## 8 農地転用許可権限の都道府県への移譲及び国への事前協議の廃止

- ① 地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、地方農政局が行っている4 haを超える農地転用の許可権限を県に移譲すべきである。
- ② 地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、2 haを超え4 ha以下の農地転用の場合、農林水産大臣への協議を廃止すべきである。